

市民意見募集について(案)

1. 実施方法 「国立市パブリックコメント手続実施要綱」に準じて以下のとおり行います。

- 対象 『(仮称)国立公共施設再編計画(案)』【審議会素案】
- 公表 ① 市ホームページ(本審議会ページ)
※パブリックコメント専用ページがありますが、市が行うパブリックコメントのみ対象とするため、当該ページには掲載いたしません
- ② 市報(8月5日号に掲載可能)
- ③ 政策経営課及び、情報公開コーナー、各市民プラザでの閲覧又は配布
- ④ その他、実施機関が適当と認める方法
- 期間 原則21日以上(ただし、やむを得ない理由があるときは21日以下も可能)
- 提出 ① 政策経営課窓口への提出、郵送、FAX、メール
- ② その他、実施機関が適当と認める方法
- その他 応募者に対しては、氏名及び住所の記載を求めます
(団体の場合は、団体名・代表者名と団体事務所又は代表者の住所)

2. 取り扱い
・公表 ○次回(第17回)審議会において、頂いた意見に対する審議会の考え方を取りまとめます。
○提出された意見は公開されますが、個人又は法人その他の団体の権利や利益を害する恐れのある事項、その他公表することが不適当と認める事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないこととされています。